

VI その他の改正

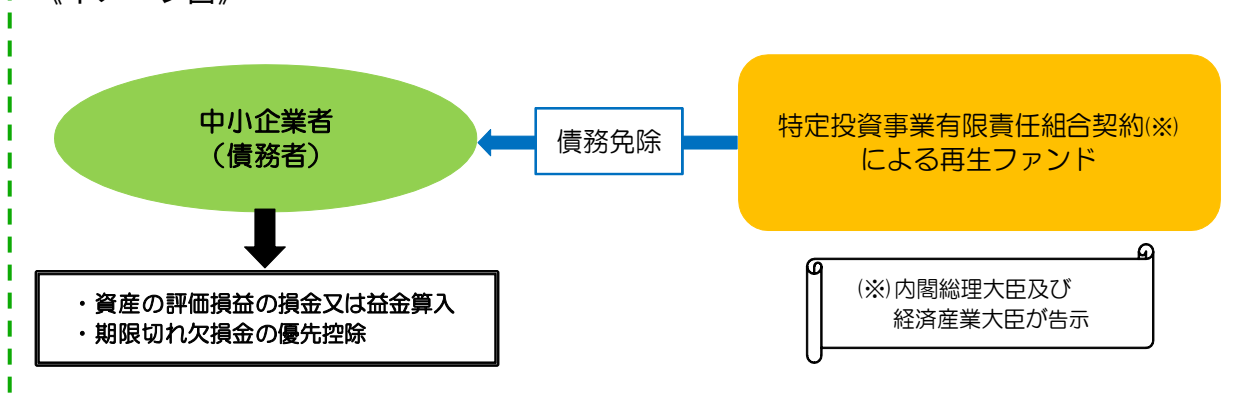
1 中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例制度の創設

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の廃止に伴い、次の措置が講じられました。

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する中小企業者（4 ページ I 2(1)(注1)参照）について、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合（その事実が生じた時においてその中小企業者に対する債権（その事実の発生前の原因に基づいて生じた債権であるものに限ります。以下「再生債権」といいます。）を有する二以上の金融機関等（その再生債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合におけるその投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除きます。以下(1)ハ①において同じです。）のその再生債権がその事実に係る債務処理に関する計画の定めるところにより特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合に限ります。）において、その中小企業者が、その有する資産の価額につき評定を行い、又はその債務処理に関する計画に従ってその再生債権につき債務の免除を受けたときは、その事実を一定の私的整理とみなして、資産の評価損益の計上及び期限切れ欠損金の優先控除ができることとされました（措法 67 の 5 の 2、法 25③、33④、59②）。

《イメージ図》



(1) 再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実

本制度における再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実とは、中小企業者について再生計画認可の決定があったことに準ずる事実（その債務処理に関する計画が次のイからニまでの要件のいずれにも該当するものに限ります。）をいいます（措令 39 の 28 の 2 ①、法令 24 の 2 ①各号）。

イ 一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則^(注)に従って策定されていること

(注) 公正かつ適正なものと認められるものであって、資産及び負債の価額の評定に関する事項など一定の事項が定められているもの限り、特定の者（政府関係金融機関、株式会社地域経済活性化支援機構及び協定銀行を除きます。）が専ら利用するためのものは除きます。

ロ 債務者の有する資産及び負債につき、イの準則に定められた資産及び負債の価額の評定に関する事項に従って資産評定が行われ、その資産評定による価額を基礎とした債務者の貸借対照表が作成されていること

ハ 次の①及び②のいずれもがあらかじめ定められていること

- ① 再生債権を有する二以上の金融機関等のその再生債権が特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となること
 - ② ロの貸借対照表における資産及び負債の価額、その債務処理に関する計画における損益の見込み等に基づいて、債務者に対する債務免除額並びに再生債権がその組合財産となる時においてその再生債権の対価として取得する金銭の額及び金銭以外の資産の価額が定められていること
- ニ 二以上の金融機関等又は政府関係金融機関、株式会社地域経済活性化支援機構若しくは協定銀行が債務の免除をすることが定められていること

(2) 特定投資事業有限責任組合契約

本制度における特定投資事業有限責任組合契約とは、投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約のうち、次の基準に適合するものとして内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定するものをいいます（措法67の5の2②三、措令39の28の2③⑥、平25内閣府・経済産業省告示第2号1）。

- イ 組合の事業が、地域の経済活力や雇用について大きな役割を果たす中小企業の経営改善又は事業再生を主たる目的とするものであること
- ロ 組合の組合財産である債権の債務者についての債務処理に関する計画が中小企業再生支援協議会の定める準則に従って策定されることが明らかであること
- ハ 組合の無限責任組合員が、税務、金融、企業の財務並びに中小企業の経営改善及び事業再生に関する専門的な知識を有する者であること
- ニ 組合の有限責任組合員に預金保険法の金融機関が含まれており、かつ、有限責任組合員のうち二以上の者が預金保険法の金融機関、農水産業協同組合貯金保険法の農水産業協同組合、株式会社日本政策投資銀行、信用保証協会及びこれらの者のいずれかとともに債務免除等をする地方公共団体（以下ホにおいて「金融機関等」といいます。）のいずれかに該当すること
- ホ 組合に対して金融機関等及び独立行政法人中小企業基盤整備機構がする出資の合計額が出資総額の3分の2以上であること
- ヘ 組合の無限責任組合員及び有限責任組合員が、成年被後見人等に該当しないこと

申告に当たっての注意点

本制度の適用を受けるためには、次の適用を受ける制度の区分に応じそれぞれ次の手続きを行う必要があります。

適用を受ける制度	必要な手続き
イ 資産の評価益及び評価損の計上（法25③、33④）	確定申告書に評価益明細又は評価損明細を記載するとともに、評価益関係書類又は評価損関係書類を添付する必要があります（措規22の17の2①、法25⑤、33⑦、法規8の6③二、22の2二）。
ロ 債務免除益等の範囲内で期限切れ欠損金の優先控除（法59②）	確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、損金算入額の計算明細及び再生計画認可の決定があったことに準ずる事実等が生じたことの証明書類等を添付する必要があります（措規22の17の2②、法59④、法規26の6二）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の102の3）。

〔適用時期〕

平成25年4月1日以後に再生計画認可の決定があったことに準ずる事実が生ずる場合について適用されます（改正法附則70、84）。

2 交際費等の損金不算入制度に関する改正

〔制度の概要〕

法人が平成18年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額（中小法人^(注)については、交際費等の額の年600万円（定額控除限度額）に達するまでの金額の10%相当額と定額控除限度額を超える部分の金額の合計額）は、損金の額に算入しないこととされています（旧措法61の4）。

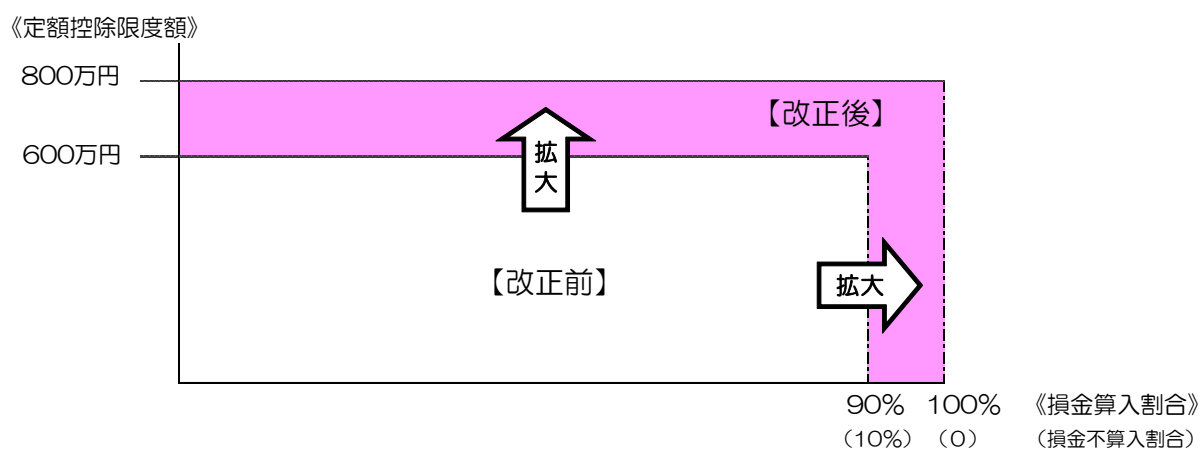
（注） 事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人をいい、普通法人のうち事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます。以下2において同じです。

〔改正の内容〕

中小法人について、定額控除限度額が年800万円に拡大されるとともに、定額控除限度額に達するまでの金額の損金不算入額が0とされました（措法61の4①）。

《イメージ図》

（中小法人の損金の額に算入される交際費等の額）



《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の66）。

〔適用時期〕

平成25年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則61、82）。

3 その他

○ その他、法人税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 利益積立金額 (法令9③一、④一・二、改正法令附則2)	○ 投資簿価修正について、その修正事由がみなし配当事由によるものである場合における投資簿価修正額の計算について所要の見直しが行われました。	平22.10.1以後のみなし配当事由について適用されます。ただし、法人の選択により、平25.4.1前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定を適用することができます。
(2) 再生計画認可の決定に準ずる事実等 (法令24の2①一・五、法規8の6①二、②、企業再生支援機構法整備令附則①、3月15日改正法規附則) (法令24の2④五、旧法規8の6③、改正法令附則3)	○ 再生計画認可の決定に準ずる事実における債務処理に関する計画の要件のうち、一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則に従って策定されていることとの要件及び二以上の金融機関等が債務免除等を行うことが定められていることとの要件について、株式会社企業再生支援機構が改組された後の株式会社地域経済活性化支援機構についても同様の取扱いとすることとされました。 ○ 資産の評価損益の計上が認められない少額資産について、評価差額が1,000万円未満等の少額の資産が除外され、次に掲げる規定の適用を受けた減価償却資産その他これに類する減価償却資産が追加されました。 イ 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入(法令133) ロ 一括償却資産の損金算入(法令133の2①)	企業再生支援機構法一部改正法の施行の日(平25.3.18)から施行されます。 平25.4.1以後に事実が生ずる場合について適用され、同日前に事実が生じた場合については、従来どおり適用されます。
(3) 適格合併等による欠損金の引継ぎ等 (法令112⑤～⑧⑩、法規26の2、改正法令附則5) (法令113⑧～⑩、155の19⑩⑫、155の20⑧⑨、法規26の2の2③、37の3②、改正法令附則1)	○ 支配関係がある法人の間で適格合併等が行われた場合の繰越青色欠損金額に係る制限制度における引継対象外未処理欠損金額の計算について、次のとおり見直しが行われました。 イ 支配関係がある法人の間の適格合併等の日以前2年以内に特定支配関係法人を被合併法人等とする一又は二以上の特定適格組織再編成等が行われていた場合において、その一又は二以上の特定適格組織再編成等により移転があった一定の資産のうちその適格合併等に係る被合併法人等が有することとなったものは、その法人が支配関係発生日において有するものとみなして、引継対象外未処理欠損金額を計算することとされました。 ロ 支配関係がある法人の間の適格合併等の日以前2年以内に特定支配関係法人を被合併法人等とする一又は二以上の適格合併が行われていた場合等において、その適格合併等に係る被合併法人等の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたもののうちに、各特定支配関係法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額に相当する金額があるときは、その金額は引継対象外未処理欠損金額に加算することとされました。 なお、支配関係がある法人の間で適格組織再編成等が行われた場合の繰越青色欠損金額に係る制限制度におけるものとされる欠損金額の計算についても、上記イ及びロと同様とされました。 ○ 上記ロの引継対象外未処理欠損金額に加算する金額について、特定支配関係法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額によりその加算する金額の基礎となる金額を計算することができることとする特例計算が設けられました。	平25.4.1以後に法人との間に最後に支配関係があることとなった被合併法人等の間で行われる適格合併等について適用され、同日前に法人との間に最後に支配関係があることとなった被合併法人等との間で行われる適格合併等については、従来どおり適用されます。 平25.4.1から施行されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(4) 青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し(法58②⑤、81の9②一、法令116の2①、155の19③二)</p>	<p>○ 災害損失欠損金額が生じた事業年度の確定申告書において災害損失の額の計算に関する明細の記載がない場合であっても、その後の修正申告書又は更正請求書の提出の際にその明細を記載した書類を添付しているときは、この制度の適用があることが明確化されました。</p>	<p>—</p>
<p>(5) 民事再生等による債務免除等があった場合の欠損金の繰越し(法59②、法令155の2①二、改正法附則9)</p>	<p>○ 中小法人等以外の法人に再生手続開始の決定等があった場合(資産の評価損益の計上の適用がない場合に限りです。)のいわゆる期限切れ欠損金の損金算入について、青色欠損金等の控除前の所得金額が債務免除益等相当額を超える場合におけるその損金算入額は、次のイの金額及びロの金額のうちいずれか少ない金額を限度とすることとされました。</p> <p>イ 債務免除益等相当額</p> <p>ロ 青色欠損金等の控除後の所得金額からその超える部分の金額の20%相当額を控除した金額</p>	<p>平25.4.1以後に事実が生ずる場合について適用され、同日前に事実が生じた場合については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(6) 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入等(法令123の8⑫⑬⑰⑱、法規27の15③④、改正法令附則6)</p> <p>(法令123の9④～⑧、法規27の15の2①②、改正法令附則1)</p>	<p>○ 法人が特定適格組織再編成等により移転を受けた資産のうち、支配関係法人がその特定適格組織再編成等の日以前2年以内に行われた関連法人を被合併法人等とする一又は二以上の前特定適格組織再編成により移転があった一定の資産で関連法人のいずれかが関連法人支配関係発生日前から有していたものがある場合には、その資産は、特定引継資産に該当することとされました。</p> <p>なお、法人が特定適格組織再編成等の直前の時において有する資産についても、上記と同様とされました。</p> <p>○ 上記により特定引継資産に該当することとなる資産について、関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額によりその資産の譲渡等による損失の額を計算することができる特例計算が設けられました。</p>	<p>平25.4.1以後に法人との間に最後に支配関係があることとなった支配関係法人との間で行われる特定適格組織再編成等について適用され、同日前に法人との間に最後に支配関係があることとなった支配関係法人との間で行われた特定適格組織再編成等については、従来どおり適用されます。</p> <p>平25.4.1から施行されます。</p>
<p>(7) 所得税額の控除(法令140の2、155の26、復興特別法人税令5、5月改正法令附則②③)</p>	<p>○ 法人税額から控除する所得税額の計算について、次の利子、剰余金の配当及び収益の分配に係る所得税の額の所有期間によるあん分が廃止され、その全額を控除することとされました。</p> <p>イ 公社債の利子</p> <p>ロ 特定目的信託の社債的受益権の収益の分配</p> <p>ハ 公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の収益の分配</p> <p>ニ 公社債投資信託の収益の分配</p> <p>ホ 公募公社債等運用投資信託の収益の分配</p> <p>なお、復興特別法人税額から控除する上記の所得税の額に係る復興特別所得税額の計算についても、同様とされています。</p>	<p>平28.1.1以後に支払を受ける利子及び配当等につき課される所得税について適用され、同日前に支払を受けた利子及び配当等につき課された所得税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(8) 連結欠損金の繰越し(法81の9⑤一・二、法令155の20①一、155の21②二)</p>	<p>○ 連結グループ内で連結子法人を被合併法人とする適格合併を行った場合等に連結欠損金額からないものとされる連結欠損金個別帰属額相当額について、法第59条(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)の規定により被合併法人である連結子法人の所得の金額の計算上損金の額に算入されたことに伴い法第57条第5項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)の規定によりないものとされた金額がこの連結欠損金個別帰属額相当額に含まれることが明確化されました。</p>	<p>—</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等										
(9) 連結特定同族会社の特別税率(法令155の23②、改正法令附則11)	○ 連結留保金額に連結法人間で行われた適格現物分配に係る移転資産の価額を含めることとされました。	連結法人の連結親法人事業年度が平25.4.1以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用され、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。										
(10) 確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税の特例(措令39の11①、39の111①、改正措令附則1二)	○ 法人税に係る利子税の割合について、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合のその年中の利子税が当該特例基準割合とされたことに伴う所要の整備が行われました。	平26.1.1から施行されます。										
(11) 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(措法59の2①、68の62の2①、措令35の2①～③、39の89の2①～③、措規21の17①④、22の60①④、改正法附則68、81)	<p>○ 適用対象に特定準日本船舶(海上運送法に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するとして国土交通大臣の確認を受けたもの)が追加されました。</p> <p>また、この特定準日本船舶の100純トン・1日当たりのみなし利益の金額は、その純トン数に応じて次のとおりとされました。</p> <table border="1" data-bbox="496 943 1161 1106"> <thead> <tr> <th>純トン数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000トン以下の純トン数</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>1,000トン超10,000トン以下の純トン数</td> <td>135円</td> </tr> <tr> <td>10,000トン超25,000トン以下の純トン数</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>25,000トン超の純トン数</td> <td>45円</td> </tr> </tbody> </table>	純トン数	金額	1,000トン以下の純トン数	180円	1,000トン超10,000トン以下の純トン数	135円	10,000トン超25,000トン以下の純トン数	90円	25,000トン超の純トン数	45円	<p>平25.4.1前に改正前の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた法人(同日以後に改正後の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受ける法人を除きます。)の同日から平26.3.31までの間に開始する事業年度については、従来どおり適用されます。</p> <p>なお、平25.4.1以後に改正後の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受ける法人の同日から平26.3.31までの間に開始する事業年度において適用を受けようとする場合の届出書の提出期限は、その適用を受けようとする最初の事業年度開始の日以後2月を経過した日の前日とされます。</p>
純トン数	金額											
1,000トン以下の純トン数	180円											
1,000トン超10,000トン以下の純トン数	135円											
10,000トン超25,000トン以下の純トン数	90円											
25,000トン超の純トン数	45円											
(12) 技術研究組合の所得の計算の特例(措法66の10①、68の94①)	○ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。	—										
(13) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(措令39の22②十二、改正措令附則20)	○ 対象となる負担金に、委託者保護基金が経過的に行う補償対象債権の支払及び返還資金融資に係る基金に充てるための負担金が追加されました。	金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年法律第86号)の施行の日以後に支出する特定の業務に係る基金に充てるための負担金について適用され、同日前に支出した特定業務に係る基金に充て										

改正事項	改正の内容	適用時期等
		るための負担金については、従来どおり適用されます。
(14) 社会保険診療報酬の所得の計算の特例(措法67①②、68の99①②、措令39の24の2、39の122の2、改正法附則61)	○ 適用要件に、医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円以下であることが追加されました。	平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(15) 投資法人に係る課税の特例(措規22の19②四、③⑨、改正措規附則6)	○ 投資法人がその有する資産につき特定の資産の買換えの場合の課税の特例等を適用した場合には、一定の要件の下、支払配当等の額が配当可能利益の額の90%を超えていることとする要件における配当可能利益の額から買換特例圧縮積立金として積み立てた金額を控除することとされました。	平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(16) 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例(措法68の2)	○ 適用期限が平成28年3月31日まで3年延長されました。	—
(17) 復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例(復興財源確保法63⑤⑥、改正法附則1)	○ 災害等により更正の請求期限が延長等される場合で、その期間の満了日が通常の更正の除斥期間経過後に到来するときは、その期間の満了日から6月間更正の請求に係る更正等を行うことができることとする国税通則法の改正が行われたことに伴い、所要の整備が行われました。	平25.4.1から施行されます。